

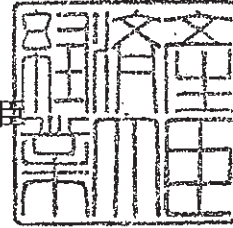
経済産業省

平成21・06・04原第34号

平成22年6月21日

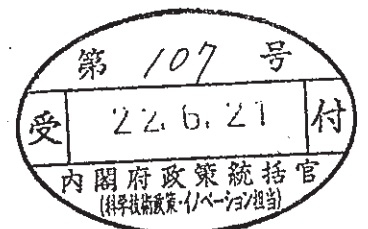
原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



原子燃料工業株式会社東海事業所における核燃料物質の加工の事業の変更
許可について（諮問）

原子燃料工業株式会社 取締役社長 岩田 善輔から、平成21年6月4日付け東許第537号（平成21年12月17日付け東許第557号、平成22年6月14日付け東許第558号及び平成22年6月16日付け東許第565号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、同法第16条第3項において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

1. 本申請に係る主な変更について

(1) 加工の事業の変更許可内容の一部取りやめ

・現行の加工の事業の変更許可の内容のうち、入出荷ヤードIのペレット輸送物保管設備、入出荷ヤードIIの集合体輸送物保管設備及び運搬設備の設置の取りやめ

(2) 建物の変更

・加工工場の南西側に容器保管室を設置
・廃棄物倉庫IIの北側及び東側に遮へい壁を設置

(3) 貯蔵施設の変更

・加工工場の集合体貯蔵エリアIに地下式集合体貯蔵設備を設置
・容器保管室にペレット輸送物保管設備、集合体輸送物保管設備及び運搬設備を設置

(4) 廃棄施設の変更

・廃棄物倉庫IIにおける再生濃縮ウランで汚染された廃棄物の最大保管廃棄能力及び保管場所を変更

(5) その他の変更

・加工工程図に燃料棒の状態でヘリウムリーク試験等の検査を行う工程を追加等

2. 許可の基準への適合について

(1) 法第14条第1項第1号(加工の能力)

本申請は核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではなく、本申請のとおりに許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められる。

(2) 法第14条第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件に必要とされる資金は、自己資金より充当する計画であり、その確保に見通

しがあることから、当該事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があるものと認められる。